

# 東峰村被災者支援制度一覧

令和5年7月7日からの大雨で被災された方への被災者支援制度を一覧にまとめています。

令和5年7月24日（月）現在

No	支援名	内容	お問合せ先
1	罹災証明・被災証明の交付	被災した住家等に係る罹災証明書・被災証明書の交付	東峰村役場 住民福祉課 (0946-74-2311)
2	災害見舞金の支給	全壊・半壊・床上浸水と認定された世帯に対して見舞金を支給	東峰村役場 総務企画課 (0946-72-2311)
3	災害援護資金の貸付	被災世帯の生活の立て直しに資するため、必要な資金の貸付を行う	東峰村役場 住民福祉課 (0946-74-2311)
4	生活福祉資金貸付	低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対して、被災したことにより臨時に必要な経費の貸付を行う	東峰村社会福祉協議会 (0946-74-2012)
5	被災住宅の応急修理	被害を受けた住宅に住むための応急修理に要する費用の支援	東峰村役場 総務企画課 (0946-72-2311)
6	ボランティアによる被災住宅復旧支援	被災して自力では生活復旧が困難な世帯の生活環境回復の支援	東峰村社会福祉協議会 (0946-74-2012)
7	災害ごみの受入	被災した家屋等から出た災害ごみを受入	東峰村役場 住民福祉課 (0946-74-2311)
8	学用品の給与	災害で被害を受け、喪失もしくは損傷等により教科書や文房具等学用品を使用することができず、就学上支障のある方に対して学用品を給与	東峰村役場 教育課 (0946-72-2301)
9	被災者のための住宅提供（県営住宅）	住宅に被害を受けられた方に対して、県営住宅等を一時提供	福岡県庁建築都市部 県営住宅課 (092-643-3739)
10	基礎年金番号通知書等を紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	【基礎年金番号通知書を紛失した場合】 被災により基礎年金番号通知書を紛失した場合は再発行が可能 【国民年金等の保険料が払えない場合】 ・国民年金被保険者において、一定の要件に該当する場合は、申請に基づいて災害時の保険料を免除 ・厚生年金被保険者において、被災に伴い厚生年金保険料の納付が困難な場合は納付を猶予	日本年金機構 年金ダイヤル (0570-05-1165) 南福岡年金事務所 (092-552-6112)

No	支援名	内容	お問合せ先
11	国税の減免等	災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、国税の申告等の期限を延長、納税を猶予	甘木税務署 (0946-22-2720)
12	県税の減免等	災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間延長の措置を行う	久留米県税事務所 (0942-30-1012)
13	市町村税の特別措置	災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、住民税、国民健康保険料、介護保険料などに関して、減税、徴収の猶予、申告・納付などの期間延長の措置を行う	東峰村役場 住民福祉課 (0946-74-2311)
14	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	災害による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難となる方に対して、医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等を行う	東峰村役場 住民福祉課 (0946-74-2311)
15	公共料金の減免措置等	電気、電話等については、各事業所において、被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合がある *適用の条件、支援措置の内容については、事業所ごとに異なる	【電気料金】 九州電力甘木営業所 (0120-639-461) 【電話料金】 NTT 西日本 (局番無 116、 0800-2000-116) 【NHK 受信料】 NHK (0570-077-077)
16	福岡県内の私立高等学校等に在籍する被災生徒の授業料軽減	福岡県内の私立高等学校に在籍し、7月7日から大雨により被災した生徒に対する緊急支援措置として、学校納付金軽減補助金の支給対象を拡大 *授業料等に当たられるため現金が支給されるものではない	在学する学校 または 福岡県私学振興課 修学支援係 (092-643-3139)
17	こころの悩みや健康に関する相談	こころの悩みや健康に関する相談窓口を設置	福岡いのちの電話 (092-741-4343) 福岡県精神保健福祉センター (092-582-7500) 北筑後保健福祉環境事務所 (0946-22-3965) 東峰村役場 住民福祉課 (0946-74-2311)
18	ジェンダー、DV、生き方等に関する相談	「親子・夫婦関係の悩み」「職場の人間関係」「恋人やパートナーのこと」「仕事のこと」等に関する相談窓口を設置（女性相談員が対応）	福岡県男女共同参画センター あすばる相談室ホットライン (092-584-1266)